

浜松市建設工事検査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市建設工事執行規則（平成13年浜松市規則46号。以下「工事執行規則」という。）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）に基づき、工事および工事材料製造の厳正かつ的確な検査を執行するため、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(検査員)

第2条 この要綱において「検査職員」とは、浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）第35条に定める検査職員をいう。

(検査の種類)

第3条 検査の種類及び内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 完成検査及び指定部分完成検査

工事執行規則第42条第2項及び第49条第1項に基づき、建設工事の完成及び部分引渡しを確認するために行う検査

(2) 出来高検査

工事執行規則第48条第3項及び第57条第1項に基づき、建設工事の部分払及び契約解除に伴う措置のために行う検査

(3) 中間検査及び査察

浜松市建設工事監督実施要綱第7条の規定に基づき監督員から要請があったとき、その他特に重要な工事について必要と認めるときにその工事中に行う検査、又は工事の進捗状況、施工技術等工事の実態を常に把握し、適正な完成検査の執行を期するために必要な検査及び調査

(4) 中間技術検査

中間技術検査技術基準に基づき総括監督員から申請があったとき、建設工事の品質が確保されるよう工事中の施工状況の確認を行う検査

(5) 材料検査

工事執行規則第24条第3項に基づき、工事用材料及び製品の使用を承諾するために現地又は製造所で行う検査

(6) 部分使用検査

工事執行規則第44条第1項に基づき、工事の一部又は既済部分の使用のために監督員が行う確認

(7) 受託検査

委託を受けてこの要綱に準じて行う検査

(検査業務に関する留意事項)

第4条 検査職員は、検査をするときは、あらかじめ対象となるものの内容、契約事項、仕様書等を熟知しておかなければならない。

2 検査職員は、検査を行うに当たっては厳正かつ公平に実施し、合格不合格を決定しなければならない。ただし、合格不合格の判定を下しがたい事項に関しては上司に報告し、その指示を受けなければならない。

3 検査職員は、検査の結果に基づく設計及び施工上の意見を率直に表明するとともに工事関係者に対し施工技術の向上を図るように指導しなければならない。

(検査の方法)

第5条 検査職員は、契約書及び請書並びに設計書、仕様書及び図面（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下「契約書等」という。）その他関係書類に基づき工事執行の状況を検査するものとし、必要と認めるときは、工作物の一部を破壊し又は掘削して検査することができる。また、水中、地中等外部に表れない工事でその適否を判定し難いものは、監督員から工事施工の状況を聴き記録写真その他関係資料等に基づいて判定しなければならない。

- 2 検査職員は、日本工業規格その他の諸規定に定めのある工事については、その定めるところにより検査しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、製造者の試験記録をもってこれに代えることができる。
- 3 検査職員は、検査の実施に当たり必要があるときは工事材料の品質又は性能について適当なる試験機関の検定に基づき検査することができる。
- 4 検査職員は、検査に当たって当該工事の担当課長又はその代理者並びに監督員及びその他必要とする関係者の立会いを求めることができる。
- 5 検査職員は、検査の結果工事の施工が契約書等に適合しないと認めるときは、その原因を究明し、受注者の責めに帰すべきものについては遅滞なく手直し又は改造その他必要な指示をするとともに、必要に応じ工事担当課長及び契約担当課長にその旨を通知しなければならない。
- 6 検査職員は、前項に定める不適合箇所が少なく工法上支障がないと認めたとき又は材料の寸法、数量に多少の過不足があるものを使用しているも工事施工の実況上やむを得ないもので維持上支障がないと認めたときは、手直しまたは改造を免除することができる。
- 7 その他この要綱に基づく検査業務を行うに当たって必要な事務処理要領および技術基準は、別に定める。

(検査の中止等)

第6条 検査職員は、検査を行う際次の各号の一に該当したときは、当該検査を中止し、上司に報告するとともにその旨指示を受けなければならない。

- (1) 受注者が検査の立会いを拒んだとき。
- (2) 受注者等が検査職員の職務の執行を妨げたとき又はその指示に従わないとき。

(検査の記録)

第7条 検査職員は、検査を行った後所定の報告書を速やかに提出するとともに検査結果等を検査台帳その他に記録し、整備しなければならない。

(設計図書の送付等)

第8条 契約担当課長は、検査職員の検査となる工事契約（変更契約を含む。）を行ったときは、契約完了後速やかに当該工事の設計図書を検査担当課長へ送付するとともに契約金額、受注者及び工期を通知しなければならない。

(検査手続)

第9条 契約担当課長は、完成届又は指定部分完成届け及び出来形確認申請書を受理したときは、その日から起算して5日以内に関係書類を添付して検査担当課長に送付しなければならない。

- 2 前項の規定は、不合格の場合における手直し再検査の場合について準用する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月1日から施行する。

土木工事検査技術基準

昭和62年4月1日施行
平成13年4月1日改訂
平成20年7月1日改訂
平成24年11月1日改訂
平成25年4月1日改訂
平成26年4月1日改訂
令和3年10月1日改定

第1 目的

浜松市建設工事検査実施要綱第5条第7項の規定に基づき、土木工事における検査に必要な技術的事項を定めて検査の適切な実施を図ることを目的とする。

第2 適用

この基準は、浜松市が発注する土木工事の検査に適用する。ただし、工事内容によりこの基準を適用することが不相当と判断される場合は、この基準によらないことができる。

第3 検査の詳細

検査は、契約書等に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて行うものとする。

第4 実施状況検査

実施状況検査は、実施状況に関する記録（写真による記録を含む。）と契約書等とを対比し、別紙1に掲げる事項について適否の判定を行うものとする。

第5 出来形検査

出来形検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と契約書等とを対比し、別紙2に基づき行うものとする。

第6 品質検査

品質検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と契約書等とを対比し、別紙3に基づき行うものとする。

第7 出来ばえ検査

出来ばえ検査は、仕上げの状況、とおり、すり付け、収まりの程度及び全般的な外観について目視又は観察により行うものとする。

第8 材料検査

材料検査は、別紙4材料検査に基づき行うものとする。

別紙1（土木工事検査技術基準第4）

実施状況検査の留意事項

（1） 施工体制

項目	検査留意事項	検査書類、検査方法
現場代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・現場に常駐している ・監督員との連絡調整及び対応を書面で行っている 	施工プロセスチェックリスト
監理技術者 （主任技術者）	<ul style="list-style-type: none"> ・資格者証の内容 ・総合評価方式の入札における配置予定技術者、通知による主任（監理）技術者、施工体制台帳に記載された監理（主任）技術者と監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一である ・現場に常駐している ・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっている ・施工に先立ち、創意工夫または提案をもって工事を進めている 	資格者証、施工体制台帳、着手届、施工プロセスのチェックリスト
専門技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・専門技術者を選任し、配置している 	施工プロセスのチェックリスト、施工体制台帳
作業主任者	<ul style="list-style-type: none"> ・選任し、配置している 	施工プロセスのチェックリスト
施工体制台帳	<ul style="list-style-type: none"> ・現場に備え付け、かつ同一のものを提出した ・下請契約書（写）及び再下請負通知書を添付している ・下請負金額を記入している 	施工体制台帳、施工プロセスのチェックリスト、臨場
施工体系図	<ul style="list-style-type: none"> ・現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている ・記載のない業者が作業していない ・記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。 ・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している 	施工体系図、施工プロセスのチェックリスト、臨場
建設業許可標識	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理（主任）技術者等を正しく記載している 	施工プロセスのチェックリスト、臨場
下請契約	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法や他法令を遵守した契約がなされている ・下請負者が浜松市入札参加資格者である場合には、指名停止期間中ではない 	施工体制台帳、施工プロセスのチェックリストほか

(2) 施工状況

ア 契約書等の履行状況

項目	検査留意事項	検査書類、検査方法
設計図書の照査	・照査体制、照査内容、照査結果、照査への対応	照査関係資料
施工計画書	・提出時期（工事着手前） ・施工計画書記載内容	施工計画書、施工プロセスのチェックリスト
工事カルテ作成、登録	・工事請負代金額が 500 万円以上の全ての工事について、受注時は契約後、変更時は変更があった日から、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日及び休日を除きそれぞれ 10 日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請する	施工プロセスのチェックリスト
工事用地等の使用	・工事用地等の確保、用地境界、使用条件等	関係資料、臨場等
工事の着手	・工事の開始期日以降 30 日以内に着手	工事記録簿、施工プロセスのチェックリスト
工事の一時中止	・中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出	関係資料
工期変更	・事前協議の実施 ・工期変更協議書の提出	工事延長協議書
支給材料及び貸与品	・受領手続きが適正か ・支給品精算書の提出	要求書、支給品精算書、施工プロセスのチェックリスト
工事現場発生品	・現場発生品の引渡	現場発生品届
建設副産物	・掘削による発生材料を工事に用いる場合（設計図書に明示がない場合）の監督員との協議、承諾 ・産業廃棄物を搬出する場合のマニフェストの提示 ・再生資源利用計画書（実施書）、再生資源利用促進計画書（実施書）を施工計画書に含め提出	施工プロセスのチェックリスト、マニフェスト、再生資源利用計画書（実施書）、再生資源利用促進計画書（実施書）
一部完成、出来形確認請求	・出来形確認請求書等の提出	出来形確認請求書等
施工管理	・出来形・品質管理の記録及び関係書類の提出 ・出来形・品質管理基準が定められていない工種についての協議	管理関係資料 協議書
工事履行状況	・工事記録簿の提示	工事記録簿
爆発及び火災の防止	・関係官公庁の指導についての提示	関係資料
事故報告書	・監督員への通報及び事故報告書の提出	工事事務報告書

官公庁等への 手続等	<ul style="list-style-type: none"> 官公庁等への諸手続きにおいて許可、承諾等を得たとき関係資料の提示 地元関係者との交渉内容等の記録と報告 	関係資料
施工時期及び 施工時間の 変更	<ul style="list-style-type: none"> 官公庁の休日または夜間に、現道上の工事又は監督員が把握していない作業を行う場合、事前に理由を付した書面を監督員へ提出 	休日・夜間作業届
保険の付保及 び事故の補償	<ul style="list-style-type: none"> 建設業退職金共済制度等への加入の促進 	建退共掛金収納書
工程表	<ul style="list-style-type: none"> 工程表の提出（契約締結後 10 日以内） 	工程表
監督員による 検査（確認を 含む）及び立 会等	<ul style="list-style-type: none"> 立会願の事前提出 施工段階における段階確認の適切な実施 	段階確認・立会願、施工プロセスのチェックリスト
数量の算出	<ul style="list-style-type: none"> 出来形数量の算出 	出来形数量の算出資料
品質証明	<ul style="list-style-type: none"> 品質証明員の氏名、資格、経験及び履歴書 品質証明書の提出 	品質証明員通知書、 経歴書、品質証明書
材料の品質 管理	<ul style="list-style-type: none"> 建設材料の品質管理関係資料の提出 	材料の品質管理関係資料

イ 工程管理

項目	検査留意事項	検査書類、検査方法
工程管理	<ul style="list-style-type: none"> 計画工程と実施工程との整合 変更指示、一時中止等による適切な工程の見直し 工程回復努力 	工程表、工事記録簿

ウ 安全管理

項目	検査留意事項	検査書類、検査方法
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> 災害防止協議会の活動状況（KY、TBM、安全巡視） 安全訓練の実施状況（及び社内安全巡視状況） 過積載運行防止指導状況及び過積載車両に対する処理結果 交通整理員及び安全施設設置状況 仮設工、足場等点検記録 重機等点検記録 	議事録、活動状況写真、安全・訓練等の実施記録 指導記録写真等 写真 仮設工、足場等点検記録 重機等点検記録

エ 工事施工状況

(7) 施工計画書記載内容

項目	検査留意事項	検査書類、検査方法
工事概要		施工計画書
計画工程表	・計画工程、施工順序は適切か	施工計画書
現場組織表	・現場代理人、主任（監理）技術者、各管理担当（工程、出来形、品質、機械、安全巡視、事務等）が適切に配置されているか	施工計画書
指定機械（使用機械）	・設計図書により指定された建設機械に適合しているか	施工計画書
主要船舶・機械	・主要船舶・機械の規格及び確認方法が適切か	施工計画書
主要資材	・品名、規格及び確認方法（承諾、カタログ等）が適切か	施工計画書
施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）	・契約図書（技術提案等も含む）で指定された工法、対策となっているか	施工計画書
施工管理計画	・出来形、品質、写真管理の管理項目、基準、方法、処置が適切か	施工計画書
段階確認	・工程、確認事項、予定時期、予定測点、回数は適切か	施工計画書
安全管理	・安全訓練実施計画は適切か	施工計画書
緊急時の体制及び対応	・緊急時の連絡体制は適切か ・緊急時の対応組織及び緊急用資機材の確保体制は適切か	施工計画書
交通管理	・過積載による違法運行の防止体制は適切か ・交通整理員配置計画は適切か ・現道工事における安全施設配置は適切か ・工事用資材及び機械などの輸送計画は適切か	施工計画書
環境対策	・騒音、振動、塵埃、水質汚濁対策は適切か ・周辺住民への対応及び苦情処理計画は適切か	施工計画書
現場作業環境の整備	・現場事務所、作業宿舎、休憩所、作業現場及び現場周辺の美装化計画は適切か ・地域周辺行事への積極的参加	施工計画書
再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	・建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用が図られているか	施工計画書、再生資源利用計画書（実施書）、再生資源利用促進計画書（実施書）
創意工夫等	・施工計画書等に記載はあるか	施工計画書
その他	・技術提案事項の実施計画は適切か	施工計画書

(イ) 施工計画書記載内容の実施状況

項目	検査留意事項	検査書類、検査方法
使用材料	<ul style="list-style-type: none">・ 適正な試験期間での実施・ 試験成績表が規格を満足・ 2次製品のカタログ、パンフレット添付	関係資料
施工方法	<ul style="list-style-type: none">・ 施工計画書どおりの施工方法	写真、関係資料
施工管理	<ul style="list-style-type: none">・ 適正な試験立会頻度・ 社内検査実施状況、結果及び改善処置結果	写真、関係資料
段階確認	<ul style="list-style-type: none">・ 適切な実施	写真、関係資料
緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none">・ 緊急時の対応努力	写真、関係資料
環境対策	<ul style="list-style-type: none">・ 騒音、振動、塵埃、水質汚濁等の適切な処置・ 苦情に対する適切な処理・ 建設廃棄物の適切な処理・ 再生資源利用の適切な処置	写真、関係資料 マニフェスト、写真、関係資料
現場作業環境の整備	<ul style="list-style-type: none">・ 現場事務所、作業宿舎等の美装化の積極的な実施・ 地域周辺行事への積極的な参加	写真、臨場 写真
書類管理	<ul style="list-style-type: none">・ 指示、承諾、協議等の適切な処置（区分、時期、内容）・ 管理手法、整理手法の的確性、創意工夫	関係資料
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 技術提案事項の履行状況	関係資料

別紙2 出来形検査（土木工事検査技術基準第5）

1 検査の方法

- (1) 検査時に明視できる部分については、検査職員が原則実測検査し出来形を確認する。
- (2) 検査時に検査職員による実測が困難と認められる部分の出来形について、監督員の確認した資料（記録写真を含む）その他の記録、写真、資料により検査を行う。
 なお、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

2 検査項目・規格値・検査頻度

- (1) 検査項目は「浜松市土木工事施工管理基準」の測定項目と同じとする。
- (2) 規格値は「浜松市土木工事施工管理基準」の規格値と同じとする。
- (3) 検査頻度は「浜松市土木工事施工管理基準」の測定基準の20～40%を目安として検査職員が指示する。
 ただし、下表を優先する。

工 種	検 査 頻 度
アスファルト舗装 （下層路盤工） （上層路盤工） （加熱アスファルト安定処理工） （基層工） （表層工）	厚さは、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こし又はコアを採取して測定する。個数は下記を標準とする。 300 m ² 超 2,000 m ² までは1個 2,000 m ² 超 6,000 m ² までは2個 6,000 m ² 超 3個 面積300 m ² 以下のものについて資料検査とする。
吹付工 （コンクリート） （モルタル）	厚さは、せん孔により測定する。箇所数は下記を標準とする。 100 m ² 超 500 m ² までは1箇所 500 m ² 超 1,000 m ² までは2箇所 以降1,000 m ² 毎に1箇所追加
植生工 （厚層基材吹付工） （客土吹付工）	面積100 m ² 以下のものについて資料検査とする。

別紙3 品質検査（土木工事検査技術基準第6）

1 検査の方法

- (1) 検査時に明視できる部分については、検査職員が原則実測検査し品質を確認する。
- (2) 検査時に検査職員による実測が困難と認められる部分の品質について、監督員の確認した資料（記録写真を含む）その他の記録、写真、資料により検査を行う。
なお、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

2 検査項目・規格値・検査頻度

- (1) 検査項目は「浜松市土木工事施工管理基準」の試験項目と同じとする。
- (2) 規格値は「浜松市土木工事施工管理基準」の規格値と同じとする。
- (3) 検査頻度は「浜松市土木工事施工管理基準」の試験基準を参考にして検査職員が指示する。
ただし、下表を優先する。

工 種		検 査 頻 度
ア ス フ ア ル ト 舗 装	(下層路盤工) (上層路盤工)	密度は、横断方向に8分割した任意の位置を掘起こして測定する。 箇所数は下記を標準とする。 300 m ² 超 2,000 m ² までは1箇所 2,000 m ² 超 6,000 m ² までは2箇所 6,000 m ² 超 3箇所 面積300 m ² 以下のものについて資料検査とする。
	(加熱アスファルト安定処理工) (基層工) (表層工)	密度は、受注者の施工管理結果等を勘案して省略することができる。 測定する場合の検査頻度は、上記路盤工に準ずる。
セメントコンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付コンクリートを除く)		① 圧縮強度試験は、資料検査及び実地検査 ・実地検査は、「浜松市レディーミクストコンクリート取扱基準」による。 ② 注水検査は次によるが、施工状況・施工管理資料を勘案して省略することができる。 ・石積工・ブロック積工・石張工・ブロック張工 500 m ² に1箇所任意の位置で注水検査（D=1.5m程度）を行う。 100 m ² 未満については、施工管理資料により検査を行うものとする。 ・コンクリート擁壁工 水平打継目を設けた場合には、擁壁の前面で打継目をはさんで深さ1m程度の注水検査を行う。 なお、注水検査の検査ロットは、延長100mを1ロットとし、1ロット当たり1箇所とする。

別紙4 材料検査（土木工事検査技術基準第8）

材料・製品の検査は、設計図書による指定又は監督員の指示によるものを対象として下表のいずれかの方法で実施すること。ただし、下記（1）、（2）は除くものとする。

検 査 方 法		検 査 する 者
方法1	書類審査を実施	監督員
方法2	書類審査を実施後、現場搬入時に寸法等の検査を実施	
方法3 (工場検査)	A 書類審査を実施後、受注者による工場検査を実施し、その報告書を審査	
	B 書類審査を実施後、監督員立会の工場検査を実施	
方法4	その他の方法（総括監督員の指示）	

※上表の立会には、遠隔臨場も含む。

(1) レディーミクストコンクリートは「浜松市レディーミクストコンクリート取扱基準」によるものとし、セメントコンクリート製品は「浜松市セメントコンクリート製品取扱基準」によるものとする。

(2) 下記材料は、各基準に合格した材料を使用すること。

材 料 名	検 査 方 法	検 査 する 者
加熱アスファルト混合物	「アスファルトプラントにおける加熱アスファルト混合物試験練り立会検査基準」による	各基準による
道路路盤材	「浜松市道路用砕石品質管理取扱基準」による	
再生道路路盤材	「浜松市道路用再生路盤材品質管理取扱基準」による	
路床材・路体材 基礎裏込材	「浜松市盛土材料取扱基準」による	

※業務効率化のため、汎用品の一部は検査職員が行うものとする。

建築・設備工事検査技術基準

昭和62年 4月1日施行

平成24年11月1日改訂

浜松市建設工事検査実施要綱第5条第7項の規定に基づき、建築・設備工事の検査に必要な技術基準を下記のように定める。

ただし、工事内容等によりこの技術基準を適用することが不相当と判断される場合は、これによらないことができる。

記

検査は、契約書、仕様書（特記・標準）、設計書、図面（現場説明書及び質疑回答書を含む）及び建築・設備工事監督技術基準により行う。

浜松市工事出来高査定基準

昭和62年4月1日施行

平成13年4月1日改訂

平成25年4月1日改訂

第1 出来高査定の基本

出来高査定（以下査定という。）は、設計金額に基づいて行う。

第2 直接工事費の査定

直接工事費の査定は、工事費内訳明細書の各項目ごとに次式により算定した出来高金額に基づいて行う。ただし、直接仮設費については過大査定とならない場合に限り、第3の規定を準用することができる。

○ 出来高金額＝施工済部分の数量×施工済部分の単価

2 前項の施工済部分には、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

(1) 設計圧縮強度が15N/mm²を超えるJIS製品以外のコンクリートで4週圧縮強度が未確認のもの。

(2) 浜松市建設工事請負契約約款第37条第1項に規定されていない工事材料および工場製品。

3 施工途中における部分の単価は標準歩掛りその他適正な方法で定めなければならない。

第3 共通仮設費及び諸経費の算定

共通仮設費及び諸経費の算定は、直接工事費の出来高率に基づいて算定する。ただし、特殊な事項で前記による算定が明らかに不合理と認められる場合は、この事項のみを別に算定する。

第4 設計変更を伴う場合の取扱い

設計変更を伴う工事に変更契約の事務処理がなされていないものの査定は、原則として原契約書の中で行うものとする。

第5 多年度にわたる工事の取扱い

多年度にわたる工事で契約に特別の定めのない場合において、部分払いの申請をすることができる時期及び回数の規定に係る出来高進捗率は、各年度ごとの契約額を対象に算定する。

また、次年度以降の当該年度分出来高進捗率（X）の算定は次式により算定する。

$$X = \frac{\text{全体出来高額} - \text{過年度支出額} \div 0.9}{\text{当該年度契約額}}$$

中間技術検査技術基準

平成24年11月 1日施行

平成31年 4月 1日改訂

第1 目的

この基準は、工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに技術水準の向上に資するために必要な技術的な検査（以下「技術検査」という。）を施工の節目において実施するため、必要な事項を定める。

第2 適用

この基準は、浜松市が発注する建設工事に適用する。

第3 検査の内容

中間技術検査は、完成検査に準じて行うものとし、検査職員は工事種別に応じて、土木工事検査技術基準又は建築・設備工事検査技術基準に基づき検査を実施する。ただし、地方自治法第234条の2第1項の規定に基づく給付の完了の確認のための検査は対象外とする。

第4 検査の対象

中間技術検査の対象は、次の各号のいずれかに該当する工事とする。ただし、別表1に定める工事は、対象から除外できるものとする。

- (1) 当初設計金額が1億円以上の工事
- (2) 当初設計金額が5千万円以上かつ浜松市低入札価格取扱要領に基づく調査の対象者が落札した工事

第5 検査の実施

実施時期は、対象工事の進捗が概ね30%から70%までの範囲内で、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえの技術検査が適切に実施できる施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。なお、出来ばえの技術検査は、現場状況に応じて除外することができる。

- 2 実施回数は、原則1回とする。また、工事の重要度や規模に応じて工事担当課長の判断により実施回数を増やすことができる。
- 3 中間技術検査の実施時期、実施回数は、あらかじめ特記仕様書等により受注者へ通知するものとする。
- 4 中間技術検査を実施する場合は、総括監督員が日時を設定し、検査職員に申請するものとする。
- 5 中間技術検査を実施した部分については、完成検査及び指定部分完成検査における技術検査を省略することができる。

第6 検査の結果

中間技術検査において、施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項は、工事検査事務処理要領に定める工事手直し等の取扱いに従って書面等により受注者に通知する。

- 2 検査職員は、検査が終了したら浜松市工事評定要領に定める評定の方法により、工事成績評定を行うものとし、完成検査時の工事成績評定に反映させるものとする。

別表 1

中間技術検査の対象から除外できる工事
(ア) 浚渫工、河川掘削工、除草工、植樹管理等の単純な工事
(イ) 解体工事
(ウ) 設備機器の更新工事
(エ) 急施行工事
(オ) 工事担当課長の判断により対象外とした工事